

発議案第 2 号

八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第
1 項の規定により提出します。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一 ㊟
	同	堀 口 明 子 ㊟
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志 ㊟
	同	小 林 恵美子 ㊟
	同	橋 本 淳 ㊟

提案理由

特別職職員議員報酬等審議会の委員に、八千代市外に在住する学識経験者を選任できるよう、関係条文を改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

八千代市特別職職員議員報酬等審議会条例（昭和42年八千代市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その他住民のうちから」を「その他住民及び学識経験者のうちから」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。